

ULVAC

アルバックグループ
自主管理化学物質リスト

アルバックグループ

Ver.5 2009年11月

目 次

別表1-1	レベルⅠ：含有・付着禁止物質	2
別表1-2	レベルⅡ：自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)	3
別表2	特定アミン(アゾ基の分解により生成してはならないアミン)	5
別表3	水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質	6
別表4	放射性物質	6
別表5	RoHS指令指定物質の規制値	6
別表6	除外されるRoHS指令指定物質の用途	7
別表7	ハロゲン系樹脂添加剤	8
別表8	自主管理化学物質の選定にあたって考慮した法規制等	9
お問い合わせ先		10
改訂来歴		10

グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト

アルバックグループでは、化学物質の管理を目的に、2003年11月にグリーン調達基準書を作成し、取引先に配布しております。2003年に入り、欧州RoHS指令発効をはじめとする国内外の法規の顕著な動きに対応するため、グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リストを以下に定義する2レベルに区分し、納入品に含有される化学物質の代替、削減、含有調査をお願いするものです。

- ・レベルⅠ「含有・付着禁止物質」とは、人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質であって、国内外の法規で使用禁止あるいは使用制限が行われているもの、あるいはアルバックグループの自主使用禁止物質であり、製品への含有・付着（以下含有という）を禁止する物質。
- ・レベルⅡ「自主管理化学物質」とは、レベルⅠに該当しない化学物質であって、国内外の法規、あるいはアルバックグループ自主規制の対象であり、含有量の削減を進めるべき物質。一部期限内に含有を禁止する物質を含む。

別表 1-1 レベルⅠ：含有・付着禁止物質

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	含有・付着禁止	一般的な用途例
I-1	アゾ染料・顔料の分解により形成する特定アミン ※注1	—	即日	電線被覆材(顔料・染料・着色料)
I-2	アルドリン	309-00-2	即日	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐用、防虫用、かび防止用に限る)
I-3	エンドリン	72-20-8	即日	即日殺虫剤、防虫剤
I-4	クロルデン類	57-74-9	即日	即日殺虫剤、防虫剤、殺ダニ剤、接触毒性残留型薬剤
I-5	クロロトリフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定されるCFC類	—	即日	冷媒、発泡剤
I-6	ジ- μ -オキソジ-n-ブチルスタニオヒドロキシポラン(DBB)	—	即日	—
I-7	ジプロモテトラフルオロエタンなどオゾン層保護法に規定されるハロン類	—	即日	消火剤
I-8	ジプロモフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定されるHBFC類	—	即日	消火剤
I-9	ダイオキシン類	—	即日	—
I-10	ディルドリン	60-57-1	即日	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料(防腐用、防虫用、かび防止用に限る)
I-11	4-ニトロジフェニル及びその塩	—	即日	合成中間体
I-12	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	即日	—
I-13	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	56-35-9	即日	防腐剤、かび防止剤、塗料(貝類、藻類、水中生物の付着防止用に限る)
I-14	ブロモクロロメタン	74-97-5	即日	—
I-15	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	即日	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、合成中間体
I-16	ペンタクロロフェノール	87-86-5	即日	殺虫剤、防虫剤、農薬全般(中間体を含む)
I-17	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	61788-33-8	即日	電気絶縁体
I-18	ポリ塩化ナフタレン(塩素数3以上)	—	即日	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤(電気的特性・耐燃性、耐水性、殺菌性)、電気絶縁媒体、難燃剤
I-19	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3	即日	コンデンサ、変圧器油
I-20	モノメチルジクロロジフェニルメタン	—	即日	—

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	含有・付着 禁止	一般的な用途例
I-21	モノメチルジプロモジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8	即日	—
I-22	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	即日	—
I-23	DDT	789-02-06, 50-29-3	即日	木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、塗料 (防腐用、防虫用、かび防止用に限る)
I-24	ブロモメタン(臭化メチル)※注2	74-83-9	即日	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、殺虫剤、防虫 剤、除草剤、合成中間体、食糧くん蒸剤、土 壌くん蒸剤
I-25	水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されてい る有機塩素系化学物質 ※注3	—	即日	—
I-26	アスベスト類-石綿- (アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソ フィライト、クリソタイル、トレモライト等)	—	即日	絶縁体、充填剤、摩擦材、電気絶縁材、充填 ファイバー、顔料・塗料(タルク(滑石(石綿繊維 状物質含有))として成分表示)、断熱材
I-27	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長 10~13に限る)	—	即日	塩ビ可塑剤、難燃剤
I-28	トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT) 類	—	即日	安定剤、酸化・老化防止剤、防菌・防カビ 剤、防汚剤
I-29	放射性物質 ※注4	—	即日	光学ガラス(レンズ)トリウム
I-30	オゾン層保護法に規定される HCFC 類	—	即日	冷媒、発泡剤

※注1: 人体又は口腔に直接かつ長時間接触する可能性があり、アゾ染料及び顔料の還元分解により発生してはならない
特定アミン類。別表2を参照。

※注2: モントリオール議定書では2005年1月1日全廃。それに基づく

※注3: 水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質 詳細は別表3を参照

※注4: 放射性物質 詳細は別表4を参照

別表 1-2 レベルⅡ: 自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	全廃目標	一般的な用途例
Ⅱ-1	カドミウム及びその化合物 ※5	—	2011年6月末	顔料、耐蝕表面処理、電池・電気材料、光学材 料、安定剤、電気接点の安定化、感光性の抵抗 体・半導体(CdS)、メッキ材料、樹脂用顔料、光 学ガラス用蛍光剤、電極、はんだ材料、接点、垂 鉛メッキ、接点保護、塩ビ安定剤
Ⅱ-2	六価クロム化合物 ※注5	—	2011年6月末	顔料、塗料、インキ、触媒、メッキ、防食表面処 理、染料、塗料乾燥剤、表面処理(クロメート処 理、塗料密着性向上)、防錆
Ⅱ-3	水銀及びその化合物 ※注5	—	2011年6月末	蛍光材料、電気接点材料、着色顔料、腐食防止 剤、高効率発光体、抗菌処理
Ⅱ-4	鉛及びその化合物 ※注5	—	2011年6月末	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック 安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X 線遮蔽、電気はんだ材料・メカはんだ材料、ゴム 加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、ガラスドー パント、メッキ材料、合金成分、樹脂添加剤
Ⅱ-5	PBB ※注5	—	2011年6月末	難燃剤
Ⅱ-6	PBDE ※注5	—	2011年6月末	難燃剤

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	全廃目標	一般的な用途例
II-7	アクリロニトリル	107-13-1	—	顔料、塗料、合成樹脂、合成繊維
II-8	アセトアルデヒド	75-07-0	—	燃料、写真感光材料、染料、溶剤、洗浄剤、殺菌剤、防かび剤、防汚剤、防腐剤、医薬、医薬中間体、合成樹
II-9	アンチモン及びその化合物	—	—	顔料、塗料、触媒、鉛フリーはんだ材料、安定剤、n 型ドーパント、IIIV 族半導体基板(GaSb)、難燃剤、抵抗膜調整剤、重合触媒
II-10	エチレンオキシド	75-21-8	—	香料、界面活性剤、洗剤、殺菌剤、防かび剤、防汚剤、合成樹脂、合成中間体、繊維処理剤
II-11	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ(マンネブ)	12427-38-2	—	—
II-12	キシレン	1330-20-7	—	—
II-13	クロム及び3価クロム化合物	—	—	—
II-14	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	75-01-4	—	合成樹脂、合成中間体
II-15	クロロホルム(トリクロロメタン)	67-66-3	—	溶剤、洗浄剤、医薬、医薬中間体、合成中間体、冷媒、アニリンの検出
II-16	コバルト及びその化合物	—	—	磁性材料、顔料、塗料、めっき、硬化
II-17	臭素系難燃剤(PBB、PBDEを除く)	—	—	難燃剤、パッケージ成形封止
II-18	セレン及びその化合物	—	—	感光体、顔料、塗料、触媒、酸化剤、半導体材料、受光素子、光電セル
II-19	タリウム及びその化合物	7440-28-0	—	殺菌剤、防かび剤、防汚剤、合金
II-20	テルル及びその化合物	13494-80-9	—	特殊鋼、触媒、ガラス、陶磁器着色剤
II-21	トルエン	108-88-3	—	—
II-22	ニッケル及びニッケル化合物(表面材)	—	—	顔料、塗料、亜鉛及び真鍮の黒色着色剤、光学薄膜材料、電池材料、導体印刷ペースト材料、半導体材料、表面処理、磁性薄膜材料、メッキ、電極、触媒、合金
II-23	ハロゲン系樹脂添加剤 ※注6	—	—	—
II-24	ビスマス及びその化合物	—	—	鉛フリーはんだ材料、はんだ材料
II-25	砒素及びその無機化合物	—	—	ガラスの脱色、顔料、塗料、染料、ガラスの消泡剤、n 型ドーパント、III-V 族半導体基板(GaAs)、難燃剤、銅箔表面処理、GaAs 原料
II-26	1,3-ブタジエン	106-99-0	—	合成樹脂、合成中間体
II-27	フタル酸エステル類	—	—	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
II-28	ベリリウム及びその化合物	—	—	セラミックス原料、合金、触媒、自硬化特性合金材料、パネ用合金材料、はんだ
II-29	ベンジリジン=トリクロリド	98-07-7	—	染料、農業全般(中間体を含む)、医薬、医薬中間体、合成中間体、安定剤、酸化・老化防止剤、紫外線吸収剤
II-30	ベンゼン	71-43-2	—	溶剤、洗浄剤、合成中間体
II-31	ポリ塩化ビニル	9002-86-2	—	電気絶縁性、耐薬品性、透明性、被覆材
II-32	ホルムアルデヒド	50-00-0	—	界面活性剤、殺菌剤、防かび剤、防汚剤、農業全般(中間体を含む)、防腐剤、合成樹脂、合成中間体、めっき液還元剤
II-33	マグネシウム	7439-95-4	—	合金、光学材料、光学薄膜材料、構造用材料、アルミ合金(ジュラルミン系)、マグネシウム合金、脂肪酸塩促進剤、乾燥剤、防錆メッキ材料、サーミスタ原料

No	自主管理化学物質(群)	CAS 番号	全廃目標	一般的な用途例
II-34	マンガン及びその化合物	—	—	ステンレス、特殊鋼の脱酸および添加材、非鉄金属の添加材、溶接棒の被覆材用
II-35	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	—	—	顔料、塗料、めっき、プラスチック原料、メッキ処理剤
II-36	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(メキサレン)	298-81-7	—	医薬、医薬中間体
II-37	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く)	—	—	—
II-38	六フッ化硫黄	2551-62-4	—	半導体結晶製造用、電気絶縁機器
II-39	地球温暖化対策推進法に規定される HFC 類	—	—	冷媒、発泡剤
II-40	地球温暖化対策推進法に規定される PFC 類	—	—	洗浄剤、半導体結晶製造用

※注5: 別表5 RoHS指令指定物質 (株)アルバック 規制値(濃度)を示す

別表6 除外されるRoHS指令指定物質の用途を示す

※注6: 詳細は別表7を参照

別表2 特定アミン類(アゾ基の分解により生成してはならないアミン)

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
I-1-1	o-アニジジン	o-anisidine	90-04-0	C7H9NO
2	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8	C10H9N
3	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1	C12H10Cl2N2
4	4-アミノビフェニル	4-aminobiphenyl	92-67-1	C12H11N
5	ベンジジン	Benzidine	92-87-5	C12H12N2
6	o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4	C7H9N
7	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2	C7H8ClN
8	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluediamine	95-80-7	C7H10N2
9	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3	C14H15N3
10	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8	C7H8N2O2
11	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	101-14-4	C13H12Cl2N2
12	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9	C13H14N2
13	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	101-80-4	C12H12N2O
14	p-クロロアニリン	p-chloroaniline	106-47-8	C6H6ClN
15	ジアニジン及びその塩	o-dianisidine	119-90-4	C14H16N2O2
16	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7	C14H16N2
17	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	120-71-8	C8H11NO
18	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7	C9H13N
19	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1	C12H12N2S
20	2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4	C7H10N2O
21	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	3,3'-dimethyl-4,4'-diaminodiphenylmethane	838-88-0	C15H18N2

別表 3 水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
I-25 -1	ジクロロメタン	Dichloromethane (methylene chloride)	75-09-2	CH ₂ CL ₂
-2	四塩化炭素	Tetrachloromethane; Carbon tetrachloride	56-23-5	CCL ₄
-3	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane	107-06-2	C ₂ H ₄ CL ₂
-4	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene; Vinylidene chloride	75-35-4	C ₂ H ₂ CL ₂
-5	cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-Dichloroethylene	156-59-2	C ₂ H ₂ CL ₂
-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	71-55-6	C ₂ H ₃ CL ₃
-7	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane	79-00-5	C ₂ H ₃ CL ₃
-8	トリクロロエチレン	Trichloroethylene	79-01-6	C ₇ H ₁₀ N ₂
-9	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene	127-18-4	C ₁₄ H ₁₅ N ₃
-10	1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene	542-75-6	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂

別表 4 放射性物質

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
I-29 -1	ウラン	Uranium	7440-61-1	U
-2	プルトニウム	Plutonium	—	Pu
-3	ラドン	Radon	10043-92-2	Rn
-4	アメリシウム	Americium	—	Am
-5	トリウム	Thorium	7440-29-1	Th
-6	その他の放射性物質	Other radioactive substances	—	—

別表 5 RoHS 指令指定物質の規制値

No	自主管理対象化学物質(群)	規制値
II-1	カドミウム及びその化合物	100ppm 以下
II-2	六価クロム化合物	1000ppm 以下
II-3	水銀及びその化合物	1000ppm 以下
II-4	鉛及びその化合物	1000ppm 以下
II-5	PBB 類	1000ppm 以下
II-6	PBDE 類	1000ppm 以下

注) 上記値は、(株)アルバックの規制値です。アルバックグループ各社の規制値は、上記値より、低い値を設定している場合もありますので、アルバックグループ各社へのご確認をお願い申し上げます。

別表 6 除外される RoHS 指令指定物質の用途

当社は、以下の用途については、例外事項として除外します。

No.	除外される用途
1	ランプ 1 本あたり 5mg を超えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀
2	一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを越えない水銀
	－ halophosphate 10 mg
	－ triphosphate with normal lifetime 5 mg
	－ triphosphate with long lifetime 8 mg
3	特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
4	本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀
5	陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛
6	合金成分として、鋼材に含まれる 0.35 wt% までの鉛、 アルミ材に含まれる 0.4 wt% までの鉛、 銅材の 4 wt% までの鉛
7	－高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が 85% を超える錫/鉛はんだ合金)
	－サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システムのハンダに含まれる鉛(2010 年まで除外)
	－スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのはんだに含まれる鉛
	－電子セラミック部品に含まれる鉛(例、 piezoelectronic デバイス)
8	危険物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令 76/769/EEC ¹¹ の改正指令 91/338/EEC ¹² に基づき禁止された用途を除く電気接点に含まれるカドミウムおよびその化合物。カドミウム表面処理に含まれるカドミウムおよびその化合物
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム
10	ポリマー用途のデカブロモジフェニルエーテル
11	鉛-青銅製のベアリングおよびブッシングに含まれる鉛
12	規則準拠ピンコネクタ・システムで使われる鉛
13	熱伝導モジュール c-リングのためのコーティング材としての鉛
14	光学およびフィルター・ガラス中の鉛およびカドミウム
15	重量で 80% 超、85% 未満の鉛含有量のマイクロプロセッサのピンとパッケージの間の接続のための 3 種以上の元素からなるはんだ中の鉛
16	IC フリップ・チップ・パッケージ内部の半導体ダイ [die] とキャリアの間の電氣的接続を達成するためのはんだ中の鉛
17	シリカ被覆管型直管型白熱ランプの鉛
18	複写専門用途の高輝度放電ランプ (HID) の中の光放射用材料としてのハロゲン化鉛
19	ジアゾ複写印刷、リソグラフィー、昆虫捕獲、SMS ((Sr, Ba)2MgSiO207:Pb) に代表される蛍光物質を含む光学的硬化プロセスのために特殊ランプの他、BSP (BaSi2O5:Pb) に代表される蛍光物質を含む日焼けランプに使用される放電ランプの蛍光粉体(重量にて 1% 以下の鉛) に存在する活性化材としての鉛
20	超小型省エネルギーランプ (ESL) の中の、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg 及び PbInSn-Hg、並びに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛
21	液晶ディスプレイ (LCD) に使用される薄型蛍光灯の前部と後部物質を結合するガラス中の酸化鉛
22	ハウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム
23	光ファイバー通信システムに使用される RIG (希土類ガーネット) ファラデー回転子に不純物として含まれる鉛。

No.	除外される用途
24	ピッチが0.65 mm 以下でNiFe リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛、また、ピッチが0.65 mm 以下で銅リードフレームを持つコネクタ以外の微細ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛
25	機械加工通し穴付き円盤状及び平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛
26	構造要素に用いられるプラズマ表示盤(PDP)および表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特に前後ガラス誘電体層、バス電極、ブラックストライプ、アドレス電極、バリアリブ、シールフリット、フリットリング、及びプリントペーストに含まれる酸化鉛
27	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛
28	高出力(125 dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定されている)スピーカに使用される変換器用はんだとして用いられる鉛合金
29	理事会指令69/493/EECの付属書 I (カテゴリ1、2、3及び4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛
30	100 dB(A)以上の音声出力のハイパワーラウドスピーカーに使用されるトランスデューサー中のボイスコイルに直接電氣的に設置されるコンデューサーを結合する為の電氣的および機械的はんだとしてのカドミウム合金
31	水銀フリーの直蛍光灯中の溶接材に含まれる鉛(液晶ディスプレイや設計または産業用照明に使用される)
32	アルゴンおよびクリプトン管のウィンドウアッセンブリを形成するシールフリットの酸化鉛
33	パワー変圧器の100 μm以下の細い銅線のはんだ付用はんだ中の鉛
34	サーメットベースのトリマーポテンシオメーター中の鉛
35	専門化向けオーディオ装置に適用されるオプトカップラー用フォトレジスター中のカドミウム(2009年12月31日まで)
36	ディスプレイ当たり30 mgまでのDCプラズマディスプレイ中にカソードスパッタリングインヒビターとして使用される水銀(2010年7月31日まで)
37	ホウ酸亜鉛ガラス体ベースの高電圧ダイオードのめっき層中の鉛
38	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペースト中のカドミウム及びカドミウム酸化物
39	既に上市されている製品の再使用、リファービッシュおよび長寿命化のため使用する RoHS 指令指定物質を含有するスペアパーツ(交換部品、修理部品等)、コンポーネント
40	無停電電源(UPS)に使用される鉛バッテリー

別表7 ハロゲン系樹脂添加剤

No	物質名	Substance	CAS 番号	化学式
II-23 -1	1,1,2,2-テトラブロモエタン	1,1,2,2-Tetrabromoethane	79-27-6	C ₂ H ₂ Br ₄
-2	テトラブロモビスフェノールA	Tetrabromobisphenol A	79-94-7	C ₁₅ H ₁₂ Br ₄ O ₂
-3	ヘキサブロモベンゼン	Hexabromobenzene	87-82-1	C ₆ Br ₆
-4	リン酸トリス(2-クロロエチル)	Tris(2-chloroethyl) phosphate	115-96-8	C ₆ H ₁₂ Cl ₃ PO ₄
-5	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclodecane	3194-55-6	C ₁₂ H ₁₈ Br ₆
-6	ポリテトラフルオロエチレン	Polytetrafluoroethylene	—	(C ₂ F ₄) _n
-7	1,1'-イソプロピリデンビス[3,5-ジブロモ-4-(2,3-ジブロモプロポキシ)ベンゼン]	Tetrabromobisuphenol a bis(dibromopropyl ether)	21850-44-2	C ₂₁ H ₂₀ O ₂ Br ₈
-8	その他のハロゲン系樹脂添加剤	Other halogenated resin additives	—	C ₇ H ₁₀ N ₂

別表 8 自主管理化学物質の選定にあたって考慮した法規制等

1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)
2	労働安全衛生法 (安衛法)
3	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)
4	地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)
5	大気汚染防止法
6	水質汚濁防止法
7	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)
8	毒物及び劇物取締法
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)
10	ダイオキシン類対策特別措置法
11	危険な物質および調剤の上市の制限に関する指令 (EU 指令 76/769/EEC)
12	欧州廃車 (ELV) 指令
13	廃電気電子機器リサイクル (WEEE) 指令および特定物質の使用禁止 (RoHS) 指令
14	バーゼル条約
15	OECD 共同命令 ※注 7
16	モントリオール議定書

注 7: 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要なものを定める命令

「自主管理対象化学物質」は、化学物質の環境影響に関する、今後の知見の拡大・更新や法規制動向により、その内容が変化するものです。

アルバックグループでは、より適切な活動を進めるために、必要に応じて「グリーン調達・自主管理対象化学物質リスト」の改訂を行います。

本グリーン調達基準書は、今後の法規制や社会動向の変化により改訂させていただくことがありますので、ご了解の程よろしくお願ひ申し上げます。

お問い合わせ先

株式会社アルバック

調達センター調達部調達課 TEL 0467-89-2248 FAX 0467-58-4367

または総務部 環境管理課 TEL 0467-89-2031 FAX 0467-82-9114

改訂来歴

版	日付	更新理由
Ver.1.1	2003.11.01	新規発行
Ver.1.2	2004.03.01	Ⅳ. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト 別表1-2 Ⅱ-48: 全廃目標 2005年7月→2004年7月
Ver.2	2006.12.01	Ⅳ. グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト 1)別表1-1:「ブロモメタン」「水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質」「短鎖型塩化パラフィン」「トリブチルスズ(TBT)類、トリフェニルスズ(TPT)類」「放射性物質」及び「オゾン層保護法に規定されるHCFC類」をレベルⅡからレベルⅠとし、即日使用禁止に変更。 2)別表1-1:「石綿(レベルⅠ:アモサイト、クロシドライトを除く)」をレベルⅡからレベルⅠとし、全ての石綿を即日使用禁止に変更。 3)別表1-2:「カドミウム及びその化合物」「六価クロム化合物」「水銀及びその化合物」「鉛及びその化合物」「PBB類」「PBDE類」の全廃時期を変更。 4)別表4: RoHS指令指定物質に対する(株)アルバックの規制値を記載。 5)別表5: 除外されるRoHS指令指定物質含有製品の用途を記載。 6)別表6: 除外されるRoHS指令指定物質の用途を記載。 7)問い合わせ先: 問い合わせ先“TEL”及び“FAX”番号修正。
Ver.3	2008.09.20	1)別表5のRoHS指令指定物質の規制値をそれぞれ未満から以下に変更。 2)別表6「除外されるRoHS指令指定物質用途に、No.22～29の8項目追加。 3)問合せ先で、調達管理課を削除。 4)特定アミンに関する記述を変更
Ver.4	2008.12.09	別表1-2 レベルⅡ: 自主管理化学物質(将来禁止、削減物質)のカドミウム、六価クロム、水銀、鉛、PBB、PBDEのRoHS目標を2011年6月に変更。
Ver.5	2009.11.01	・別表6 除外されるRoHS指令指定物質にNo.30～38、40を追加。 ・Ⅳ.グリーン調達・調査対象自主管理物質リストを本基準書から削除しアルバックグループ自主管理物質リストとして新たに公開。